

保険料の算定方法

第 1 号被保険者(65 歳以上)の介護保険料が、平成 30 年 4 月から変わりました。
基準額は年額 66,400 円です。

所得段階	対象者	算定方法 (負担割合)	介護保険料 (年額)
第 1 段階	生活保護被保護者、世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方、前年の課税年金収入額と合計所得金額から公的年金などに係る雑所得を控除した額の合計額が 80 万円以下の方	基準額 × 0.30	19,900 円
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税かつ前年の課税年金収入額と合計所得金額から公的年金などに係る雑所得を控除した額の合計額が 80 万円超 120 万円以下の方	基準額 × 0.50	33,200 円
第 3 段階	世帯全員が市民税非課税かつ前年の課税年金収入額と合計所得金額から公的年金などに係る雑所得を控除した額の合計額が 120 万円超の方	基準額 × 0.70	46,400 円
第 4 段階	本人が市民税非課税(世帯課税)かつ前年の課税年金収入額と合計所得金額から公的年金などに係る雑所得を控除した額の合計額が 80 万円以下の方	基準額 × 0.90	59,700 円
第 5 段階 (基準額)	本人が市民税非課税(世帯課税)かつ前年の課税年金収入額と合計所得金額から公的年金などに係る雑所得を控除した額の合計額が 80 万円超の方	基準額 × 1.00	66,400 円
第 6 段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	基準額 × 1.20	79,600 円
第 7 段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の方	基準額 × 1.30	86,300 円
第 8 段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の方	基準額 × 1.50	99,600 円
第 9 段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が 300 万円以上 500 万円未満の方	基準額 × 1.70	112,800 円
第 10 段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が 500 万円以上 700 万円未満の方	基準額 × 1.90	126,100 円
第 11 段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が 700 万円以上 1,000 万円未満の方	基準額 × 2.00	132,800 円
第 12 段階	本人が市民税課税かつ前年の合計所得金額が 1,000 万円以上の方	基準額 × 2.10	139,400 円

※老齢福祉年金 明治 44 年 4 月 1 日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。
※合計所得金額 収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です(地方税法に基づく)。
※土地売却などに係る特別控除がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額。
※保険料(年額)の 100 円未満は切り捨てです。
※年度途中で資格取得および喪失した人については、月割により保険料を計算します。

☎市役所介護高齢課(内線 172 ～ 174)

TOPICS 介護保険料(65 歳以上の方)本算定のご案内

介護保険料(年額)の通知を発送します

本算定通知とは、市民税額の確定に伴い、平成 30 年度の年間保険料を決定(確定賦課)したものです。各納期の保険料については、既に到来した納期と今後に到来する納期の保険料の合計額が、年間保険料額になるように調整しています。

(年額)	(仮徴収)	(以降の納期に振り分け)
確定した 平成 30 年度 保険料	特別徴収 4 月・6 月・8 月 普通徴収 第 1 期・第 2 期	10 月・12 月・平成 31 年 2 月の 3 回 第 3 期・第 4 期・第 5 期・第 6 期の 4 回

保険料の納め方

●特別徴収(年金からの天引き)… 65 歳以上で、年金(老齢・退職年金、障害年金、遺族年金)を年額 18 万円以上受給されている方

2 か月おきに支払われる年金から、支払いごとに保険料が天引きされます。
→介護保険料額決定通知は、8 月上旬に発送します。

●普通徴収(納付書、口座振替による納付)…年度の途中で 65 歳になられた方、転入の方、年金が年額 18 万円未満の方など

納付書による納付の方は、市役所または取扱金融機関で納めてください。
納めに行く手間が省け、納め忘れの心配がない、口座振替がおすすめです。
→介護保険料額決定通知は、9 月中旬に発送します。

賦課明細書(本徴収分)と第 3 期～第 6 期の納入通知書をまとめたものを送付します。

普通徴収の納期限(平成 30 年度)

第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期
5月31日(木)	7月31日(火)	10月1日(月)	11月30日(金)	平成31年 1月31日(木)	平成31年 4月1日(月)

介護保険料(平成 30 ～ 32 年度)

介護保険料は、基準額をもとに 12 段階の区分で保険料を計算します。(左表参照)
市の介護サービスなどにかかる費用全体の約 23%を 65 歳以上の方の保険料でまかないます。